

山梨県公報

第千八百六十八号

平成二十年

七月七日

月 曜 日

目 次

字の区域変更	三九七
県営土地改良事業の完了	三九七
道路の区域変更	三九七
公 告	三九八
平成二十年度行政書士試験の実施	三九八

告 示

山梨県告示第二百九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、上野原市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成二十年七月七日

山梨県知事 横 内 正 明

変更前の字の区域	上野原市大字新田字篠久保六六七の一部、七〇一、七〇六の一部、七〇七の一部、七〇七の二の一部、七〇九の三の一部、七二〇の二の一部、七二〇の三の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の一部並びに六九八、六九八の三、六九九、七〇〇、七〇六の二に隣接する道路である市有地の全部、字川井田七二三から七二五、七二七の三、七
変更後の字の区域	上野原市大字新田字川井田

二九に隣接する字篠久保の道路である市有地の一部並びに字杉島八〇六の二、八〇六の四に隣接する字篠久保の道路である市有地の全部

上野原市大字新田字杉島八〇二の二から八〇二の四まで、八〇三の二、八〇三の三、八〇四の二、八〇五の二、八〇六の二、八〇六の四、八四四の二及びこれらの区域に介在する道路、水路である市有地の全部

上野原市大字新田字川井田七二八の一部、七二九の一部及び字篠久保六六七に隣接する字川井田の水路である市有地の全部

上野原市大字新田字篠久保

山梨県告示第二百九十九号

県営土地改良事業（牧丘地区中山間地域総合整備事業）の工事は、平成二十年三月二十一日をもって完了した。

平成二十年七月七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県告示第三百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年七月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年七月七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）

笛吹市石和町松本字中直シ五四番の四地先
から
笛吹市石和町松本字中直シ五四番の一
地先
まで

新	旧	
一五・八 一六・四	一五・八 一九・七	一三・二 一三・二

公 告

◎ 平成二十年度行政書士試験の実施
 財団法人行政書士試験研究センター理事長から、次のとおり通知があった。
 平成二十年七月七日

山梨県知事 横 内 正 明
 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定により山梨県知事から委
 任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成十一年自治省
 告示第二百五十号）第八に基づき、次のとおり公示する。
 平成二十年七月七日

財団法人行政書士試験研究センター
 理事長 木 寺 久

- 1 試験期日 平成20年11月9日(日)午後1時から午後4時まで
 2 試験場所 甲府市酒折二丁目4番5号 山梨学院大学
 3 試験の科目及び方法
 (1) 試験科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数 46題)	憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成20年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数 14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

※ 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 平成20年8月4日(月)から9月5日(金)まで

イ 受付場所 (財)行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送してください(あて先は印刷されています。)。9月5日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類 受験願書一式(配布場所についてはオをご覧ください。)

エ 受験手数料 7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

① 郵送配布

○ 配布期間 平成20年8月4日(月)から8月29日(金)まで

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角2号:A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください。(8月29日必着のこと)

○ 名称 (財)行政書士試験研究センター

○ 住 所 〒100-8779 郵便事業(株)銀座支店留

② 窓口配布

○ 配布期間 平成20年8月4日(月)から9月5日(金)まで

○ 配布場所

・山梨県行政書士会

甲府市丸の内1-9-11 山梨県民会館3階

(土、日を除く午前9時から午後5時まで)

・山梨県総務部私学文書課

甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

・峡東地域県民センター

甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎

・峡南地域県民センター

南巨摩郡鯉沢町771-2 南巨摩合同庁舎

・中北地域県民センター

韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎

・富士・東部地域県民センター

都留市田原3-3-3 南都留合同庁舎

(土、日を除く午前8時30分から午後5時まで)

・山梨県県民情報プラザ

甲府市丸の内1-8-5 県民情報プラザ1階

(土、日を含む午前8時30分から午後5時まで)

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

① (財)行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力して下さい。

イ 受験手数料の払込み

① 受験手数料(7,000円)の払込みはクレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済のみとなります。

② 利用できるクレジットカード

○ VISA・Master・UC

③ 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

ウ 受付期間

① 平成20年8月4日(月)午前9時から9月2日(火)午後5時まで

この出願システムは、9月2日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。

② 最終日(9月2日)は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 連絡先(問い合わせ先)

(財) 行政書士試験研究センター

電話番号 03-5251-5600

5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状況により必要な措置（点字試験を含む。）を講ずることがありますので、受験申込みに先立って必ず行政書士試験研究センターへご相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日 時 平成21年1月26日（月） 午前9時

(2) 方 法 (財) 行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。また、(財) 行政書士試験研究センターホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を登載します。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 ㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番